

## 広島県告示第七百八十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき、広島県職業能力開発計画を定めたので、同条第三項において準用する同法第五条第六項の規定によつて、その概要を次のとおり告示する。

平成二十三年八月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県職業能力開発計画（概要）

#### 一 計画のねらい

社会・経済情勢等の変化に即応した職業能力開発行政を推進するため、今後5か年における広島県の職業能力開発行政の基本計画として、数値目標や具体的施策などを広く県民に示す。

#### 二 計画の期間

平成二十三年年度から二十七年度までの五年間とし、必要に応じて見直しを行う。

#### 三 施策の方向

##### 1 本県の公共職業訓練の目指す姿

- (一) 幅広い知識・能力を有する職業訓練指導員の育成・強化
  - (二) 職業能力開発に関する総合的な相談体制の構築
  - (三) 国の方向性を踏まえた地域の職業訓練機能の維持
  - (四) 就職率向上に向けた地元企業との連携強化
  - (五) 若年者に対する基礎的訓練の実施
  - (六) 社会的に不利な立場にある者に対する職業能力開発機会の提供
  - (七) 基幹産業を支える中小企業のものづくり人材の育成
  - (八) 競争力強化のための高度技能人材の育成
  - (九) 障害の態様に応じた多様な職業訓練の推進
  - (十) 就職率向上のための仕組みを構築
  - (十一) 高等技術専門校等の地域連携機能の強化
  - (十二) 技術短期大学の強化
  - (十三) 訓練内容の向上と情報開示
  - (十四) 企業ニーズに応じた科目改編
  - (十五) 民間との役割分担と連携
- 2 職業生涯を通じたキャリア形成支援の推進
- (一) 労働者の自己啓発への支援
  - (二) 企業等が行う能力開発への支援
- 3 技能の継承、発展に向けた支援の強化
- (一) 企業等が行う技能継承の取組への支援

(二) 技能尊重社会の実現に向けた取組の強化